

2011年11月10日
(平成23年)

財団法人藤沢市みらい創造財団
理事長 小野 晴弘 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

鵠沼運動施設スポーツ教室等事業事務に係る個人情報を
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う
本人通知の省略について（答申）

2011年10月28日付けで諮問（第487号）された鵠沼運動施設スポーツ
教室等事業事務に係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供すること
に伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経緯

神奈川県藤沢警察署司法警察員から、刑事訴訟法第197条第2項に基づき捜査のため、鵠沼運動施設事務所で保有する八部公園トレーニングルーム登録者情報の照会がなされた。刑事訴訟法第197条第2項の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、神奈川県藤沢警察署司法警察員に八部公園トレーニングルーム登録者情報を目的外に提供することについて、

条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) トレーニングルーム登録者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

平成23年10月17日午前中の八部公園トレーニングルーム登録者の氏名、住所、生年月日または年齢、連絡先、登録年月日、その他参考事項（在勤、在学先名、緊急連絡先）

イ 目的外に提供する相手方

神奈川県藤沢警察署司法警察員

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第197条第2項

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第197条第2項に基づくものである。

刑事訴訟法第197条第2項は「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、その照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、捜査の適正かつ迅速な対応のために行うものである。

(イ) 目的外に提供する必要性

今回の照会の具体的な必要性について神奈川県藤沢警察署に問い合わせたところ、「八部公園トレーニングルーム利用者が、トレーニングルーム男子更衣室内のロッカーから財布を盗まれ、その後カード被害に遭った。トレーニングルーム内で発生した事件であり、トレーニングルーム登録者のみが利用できる場所であることから、捜査上、当該事件日の午前中のトレーニングルーム利用者の登録者情報が必要である。」とのことであった。

本件の目的外に提供する個人情報は、トレーニングルーム利用者の登録と利用に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、目的外提供は、捜査のために行うものであり、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認した。

以上から本人通知をしないことについて合理的理由があると認められるため、当該通知を省略することとしたい。

(4) 提出資料

- ア 捜査関係事項照会書
- イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

本件照会は、正当な請求権を有した神奈川県藤沢警察署司法警察員によって行われるものであり、本件照会の具体的必要性については、「八部公園トレーニングルーム利用者が、トレーニングルーム男子更衣室内のロッカーから財布を盗まれ、その後カード被害に遭った。トレーニングルーム内で発生した事件であり、トレーニングルーム登録者のみが利用できる場所であることから、捜査上、当該事件日の午前中のトレーニングルーム利用者の登録者情報が必要である。」とのことである。

また、実施機関では、当該情報がトレーニングルーム利用者の登録と利用に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであるとしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に提供する場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

しかし、本件の目的外提供は、捜査のために行うものであり、実施機関では、照会対象者が犯行に関与している可能性があるため、本人通知をした場合には、当該捜査の遂行に支障が生じることを捜査機関に確認している。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上